

金沢市住宅用高効率エネルギー設備 設置費補助制度のご案内

金沢市では、地球温暖化対策として、二酸化炭素削減効果の高い燃料電池コージェネレーションシステム及びハイブリッド給湯器を自宅に設置する方に補助金を交付します。



補助を受けることができる方

自ら居住する市内の住宅（併用住宅を含みます）に対象設備を設置する方、又は対象設備が設置された住宅を購入し居住する方で、市税を滞納していないことが条件となります。

※「居住」とは、住民票に記載された住所であることを要します。

補助対象設備および補助金額

- 燃料電池コージェネレーションシステム（通称：エネファーム）10万円／1件
- ハイブリッド給湯器・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4万円／1件

- [要件] ① 都市ガスまたはLPガスを燃料とするものであること
② エネファーム：国が決定した補助事業者が定める規程に適合する補助対象設備
ハイブリッド給湯器：電気式ヒートポンプ（JIS基準の中間期のCOP4.7以上）と
潜熱回収型ガス給湯器（給湯部熱効率が95%以上）を併用
③未使用のものであること

- ※ 補助金の交付は、1住宅につき一回限りです。
- ※ 市の予算の範囲内での交付になります。
- ※ 国、県等の他の補助金と併用して交付を受けることができます。
- ※ 対象設備を設置した後は、運転状況等の報告をお願いすることがあります。

補助金交付までの手続き （必要書類等は裏面をご覧ください）

- ①対象設備の設置前に、「整理番号発行申込書」を提出してください。
- ②対象設備の設置日から30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、「補助金交付申請書」に必要書類を添えて提出してください。
- ③市は審査のうえ、補助金交付を決定し、その後請求に基づき補助金を交付します。

【必要書類】 (申込書等の様式は金沢市のホームページからダウンロードできます)

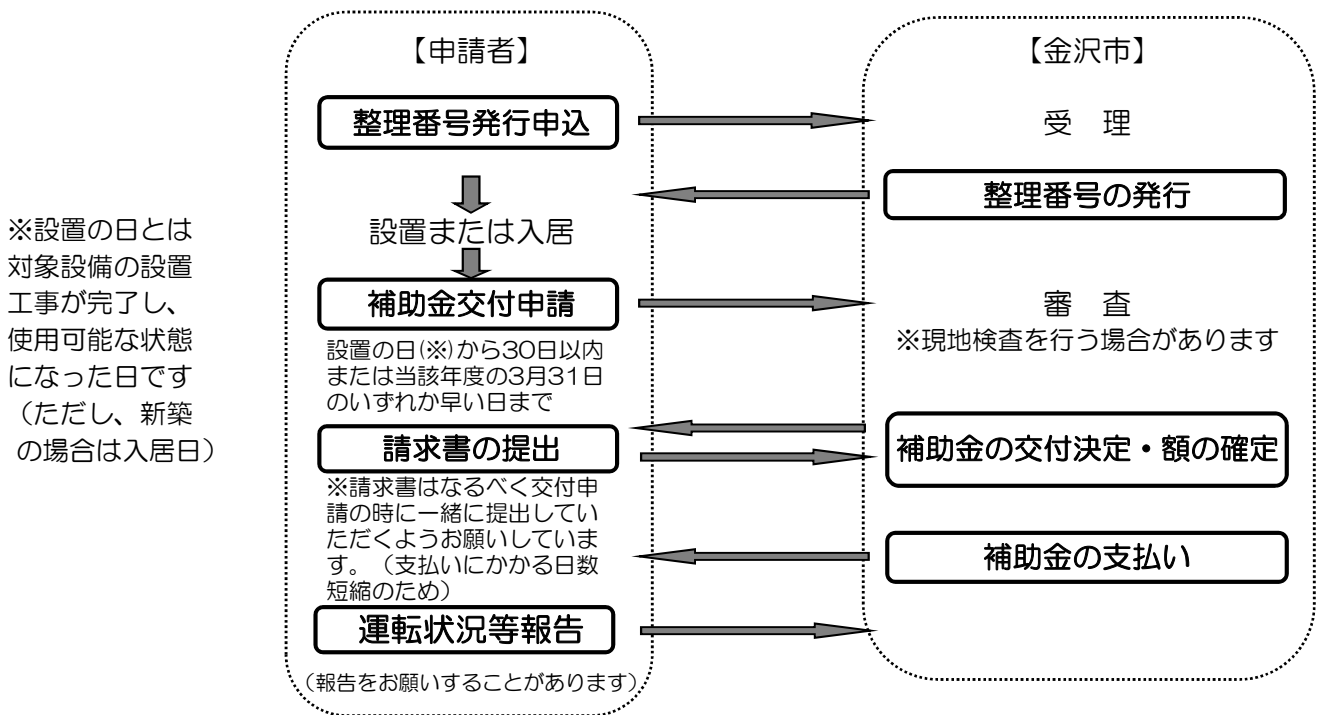
●整理番号発行申込のとき

- ① 整理番号発行申込書(様式第1号)
- ② 対象設備の設置予定場所の写真
- ③ その他市長が必要と認める書類(必要に応じて提出を依頼します)

●補助金交付申請のとき

- ① 補助金交付申請書(様式第3号)
- ② 領収書の写し及び機器、工事費等の内訳が分かる見積書等の写し
- ③ 保証書の写し
- ④ 機器のカタログまたは仕様書
- ⑤ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- ⑥ 住民票の写し(※補助対象設備を設置した住宅に新たに居住を開始した場合のみ)
- ⑦ その他市長が必要と認める書類(必要に応じて提出を依頼します)

【補助金交付手続きの流れ】



【受付窓口】

都市ガスを燃料とするもの・・・金沢市企業局
 LPガスを燃料とするもの・・・金沢市環境政策課

お申込み・お問い合わせ	
都市ガスを燃料とする設備	LPガスを燃料とする設備
金沢市企業局 営業開発課 〒920-0024 金沢市西念1丁目2番1号 電話：(076) 220-2646 FAX：(076) 220-2694 電子メール k-eigyou@city.kanazawa.lg.jp	金沢市 環境政策課 〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号(金沢市役所第二本庁舎1階) 電話：(076) 220-2507 FAX：(076) 260-7193 電子メール kansei@city.kanazawa.lg.jp